

○五霞町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成20年2月28日

告示第4号

改正 平成28年3月31日告示第9号

(趣旨)

第1条 この告示は、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が保育料等の減免を有する場合に五霞町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助額)

第2条 五霞町は、設置者が当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対して入園料及び保育料を減免する場合に、当該設置者に対し、別表に定める範囲内で補助を行うものとする。

(交付申請)

第3条 補助を受けようとする設置者は、補助金交付申請書(様式第1号)を8月31日までに町長に提出するものとする。この場合、事業計画書(様式第2号)及び保育料減免措置に関する調書(様式第3号)並びに徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類も併せて提出するものとする。なお、保育料減免措置に関する調書には、町民税の課税(非課税)証明書又は町民税の納税通知書(写し)を添付するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯にあっては、福祉事務所の長の証明書によって代えることができるものとする。

2 前項による書類の提出後に、補助金の交付決定の変更を受ける必要が生じたときは、当該設置者は、前項の規定に準じ変更後の書類を作成し、2月20日までに町長に提出するものとする。

(交付通知)

第4条 町長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、補助金交付決定通知書(様式第4号)を設置者に通知するものとする。

2 設置者から前条第2項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、前項の規定を準用する。

(減免措置の方法)

第5条 交付の決定を受けた設置者は、減免措置調書(様式第5号)を12月25日までに町長に報告するものとする。

(実績報告書)

第6条 設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(書類の整備)

第7条 補助金の交付を受ける設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした書類(様式第7号)を証拠書類として備えておかなければならない。

2 町長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第9号)

(施行期日)

- 1 この告示は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の五霞町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱、第2条の規定による改正前の五霞町自立支援医療(育成医療)費支給認定実施要綱、第3条の規定による改正前の五霞町地域活動支援センター事業実施要綱、第4条の規定による改正前の五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱、第5条の規定による改正前の五霞町障害者等日中一時支援事業実施要綱、第6条の規定による改正前の五霞町国民健康保険税減免取扱要綱、第7条の規定による改正前の五霞町指定地域密着型サービス事業者監査要綱、第8条の規定による改正前の五霞町妊婦健康診査及び乳児健康診査実施要綱、第9条の規定による改正前の五霞町インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱、第10条の規定による改正前の五霞町成人用肺炎球菌予防接種費用助成事業実施要綱、第11条の規定による改正前の五霞町農業集落排水処理施設新規加入取扱要綱、第12条の規定による改正前の五霞町障害児保育促進事業費補助金交付要綱、第13条の規定による改正前の五霞町民間保育所補助金交付要綱、第14条の規定による改正前の五霞町すこやか保育応援事業実施要綱、第15条の規定による改正前の五霞町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱及び第16条の規定による改正前の五霞町給水停止処分取扱要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第2条関係)

区分	補助限度額
当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯	当該年度分の文部科学大臣裁定による幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定めた額
当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯	
当該年度に納付すべき町民税の所得割課税の額が当該年度分の文部科学大臣裁定による幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定めた額以下となる世帯	

備考 幼児が年度の中途に入園し、又は退園した場合の補助限度額は、当該年度中の在園月数(1月未満の端数は、1月として計算する。)に補助限度額を12月で除して得た額を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下「月割補助額」という。)とする。ただし、年度の中途に入園した幼児のうち、当該入園前に他の市町村において、当該年度分の文部科学大臣裁定による幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定に基づく保育料等の減免を受けた者については、補助限度額から当該免除額を控除した額と月割補助額を比較し、いずれか低い方の額をもって補助限度額とする。

五霞町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

五霞町長 様

申請者 ㊟

私立幼稚園就園奨励費補助金(変更)交付申請書

年度私立幼稚園就園奨励費補助金を(年 月 日付け 第 号による
交付決定額を変更して)下記のとおり交付されるよう申請します。

記

補 助 金 交 付 額 申 請		円
既 交 付 額 決 定		円
差 増 (減) 引 額		円

五霞町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

様式第2号(第3条関係)

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

区 分	3 歳 児			4 歳 児			5 歳 児			計		
	減免額 A 円	人員 B 人	計 A×B 円	減免額 A 円	人員 B 人	計 A×B 円	減免額 A 円	人員 B 人	計 A×B 円	減免額 A 円	人員 B 人	計 A×B 円
① 生活保護世帯及び町民税非課税世帯												
② 町民税所得割非課税世帯												
③ 町民税の所得割課税の額が当該年度分の文部科学大臣裁定による幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定めた額以下の世帯												
合 計												

五霞町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

様式第3号(第3条関係)

保育料等減免措置に関する調書

受付確認	世帯員	税額	支給額			
①在園幼児の氏名(ふりがな) 男・女 年 月 日生 満 歳 月				提出日 年 月 日		
				②世帯主名		
④幼児の属する世帯の状況 (6月1日現在)				③在園幼稚園名		
④幼児の属する世帯の状況 (6月1日現在)				電話番号()		
氏名	生年月日 (4月1日現在) 〔満年齢〕	性別	続柄	町民税課税額年額		
				均等割額	所得割額	
在園幼児	年 月 日生 (歳)		本人	/	/	
合計						
⑤在園幼児の保護者の現住所氏名		現住所	氏名		㊟	

上記の者は、当幼稚園児であることを証明します。	年 月 日
五霞町長 様	幼稚園長 ㊟

(記入上の注意) 対象となる幼児は、国籍を問わず3歳児・4歳児及び5歳児とし、年齢計算是各年度の4月1日現在の満年齢によること。

証 明 書
上記の調査に記載されている町民税課税額は、町民税課税台帳と照合の結果相違ないことを証明する。
五霞町長 ㊟

- 備考 ○「幼児の属する世帯の状況」欄には、幼児と生計を共にする者について記入すること。
○この調書の提出期限は、各年度の1月31日とする。

五霞町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

五霞町長

印

私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度私立幼稚園就園奨励費補助金
については、(年 月 日付け 第 号による交付決定額を変更して)下記の
とおり交付決定したので通知します。

記

補助金交付額 申請	円
交付決定額	円
差増(減)引額	円

五霞町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

様式第5号(第5条関係)

減 免 措 置 調 書

区 分	減 免 額	人 員	合 計
① 生活保護世帯及び町民税非課税世帯			
② 町民税所得割非課税世帯			
③ 町民税の所得割課税の額が当該年度分の文部科学大臣裁定による幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定めた額以下の世帯			

区 分	入園料	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
保育料徴収額	3歳児						
	4歳児						
	5歳児						
区 分	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
保育料徴収額	3歳児						
	4歳児						
	5歳児						

減 免 措 置 の 方 法	
---------------	--

上記のとおりであることを報告します。

年 月 日

申請者

五霞町長 様

五霞町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

様式第6号(第6条関係)

五霞町長 様

年 月 日

申請者

㊟

幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けたので下記のとおり報告します。
(五霞町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき実績報告いたします。)

記

保育料等減免措置階層区分	補助対象経費 (A) 円	補助対象人員 (B) 人	A × B (C) 円	補助金交付 決定額 (D) 円	CとDのうち 低い方の額 (E) 円	不 用 額 (D-E) 円
計						
① 生活保護世帯及び町民税非課税世帯						
② 町民税所得割非課税世帯						
③ 町民税の所得割課税の額が当該年度分の文部科学大臣裁定による幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定めた額以下の世帯						
小 計						

五霞町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

様式第7号(第7条関係)

保 育 料 等 の 減 免 に つ い て

保護者氏名

㊟

幼児
とを確認します。

に係る入園料，保育料について

円の減免を受けたこ

年 月 日

幼稚園 様

五霞町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

- 様式第1号(第3条関係)
- 様式第2号(第3条関係)
- 様式第3号(第3条関係)
- 様式第4号(第4条関係)
- 様式第5号(第5条関係)
- 様式第6号(第6条関係)
- 様式第7号(第7条関係)